

地域密着型特別養護老人ホーム おんまえどおり（新）

令和元年 12 月 1 日現在

●サービスの利用料金

1. 基本サービス利用料金（1日あたり）（中段は2割負担、下段は3割負担の場合）

ご利用者の要介護度 とサービス利用料金	要介護度 1 6,794 円	要介護度 2 7,511 円	要介護度 3 8,281 円	要介護 4 9,009 円	要介護度 5 9,727 円
うち、介護保険から 給付される金額	6,114 円	6,759 円	7,452 円	8,108 円	8,754 円
	5,435 円	6,008 円	6,624 円	7,207 円	7,781 円
	4,755 円	5,257 円	5,796 円	6,306 円	6,808 円
サービス利用に係る 自己負担額	680 円	752 円	829 円	901 円	973 円
	1359 円	1,503 円	1,657 円	1,802 円	1,946 円
	2039 円	2,254 円	2,485 円	2,703 円	2,919 円
食費	1,392 円				
居住費	3,200 円				
自己負担額合計	5,272 円	5,344 円	5,421 円	5,493 円	5,565 円
	5,951 円	6,095 円	6,249 円	6,394 円	6,538 円
	6,631 円	6,846 円	7,077 円	7,295 円	7,511 円

2. 各種加算料金

①（1日あたり）※以下の表の金額は1割負担の料金です。2割負担の場合は2倍の料金
3割負担の場合は3倍の料金になります。

日常生活継続支援加算	48 円	1日あたりの料金
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	48 円	1日あたりの料金
看護体制加算(Ⅱ)	24 円	1日あたりの料金
初期加算	32 円	入所から30日
栄養マネジメント加算	15 円	常勤の管理栄養士を配置し多職種が共同して栄養ケア計画を作成、栄養管理を行った場合
経口移行加算	30 円	経管栄養から経口栄養への移行
経口維持加算(Ⅰ)	418 円 1ヶ月あたり	摂食機能障害があり、医師等の指示により、食事の観察及び会議を行い経口維持計画を作成
経口維持加算(Ⅱ)	104 円 1ヶ月あたり	上記(Ⅰ)に加えて食事の観察、会議に医師、歯科医師等が加わった場合
看取り介護加算(Ⅱ)	150 円	死亡日以前4日～30日
	815 円	死亡日の前日及び前々日
	1651 円	死亡日
若年性認知症受入加算	126 円	若年性認知症と認定された方
外泊時在宅サービス	585 円	外泊時に在宅サービスを利用した場合

利用費用	
介護職員処遇改善加算 I	ご利用単位の総合計から 8.3%を上乗せした金額
特定処遇改善加算 I	ご利用単位の総合計から 2.7%を上乗せした金額

② (1月あたり)

生活機能向上連携加算	209 円	外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合
排せつ支援加算	105 円	他職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合
褥瘡マネジメント加算	10 円	定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合
低栄養リスク改善加算	314 円	低栄養リスクの改善に取り組んだ場合
口腔衛生管理加算	94 円	歯科衛生士が月 2 回以上口腔ケアを実施した場合

③ (1回あたり)

配置医師緊急時対応加算	679 円	早朝・夜間の場合
	1359 円	深夜の場合
再入所時栄養連携加算	418 円	医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合
療養食加算	1 回につき 6 円	医師の指示により、療養食を提供

- * 居住費は、外泊・医療機関への入院の期間も必要です。
但し、入院期間を利用して、その居室を短期入所サービスに提供して頂く場合、短期入所サービス提供の期間は請求されません。
- * ご利用者の所得に応じて、利用者 1 割負担、居住費、食費の負担軽減の適用があります。
- * その他日常生活に必要な費用（理美容等）をご負担いただく場合があります。